

公益目的事業等の種類及び内容、収益事業等の内容を
記載した書類について

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	安全な国産畜産物を消費者に安定供給するため、畜産農家の経営改善、技術の向上及び家畜・畜産物の衛生の改善を図る事業	99.6

[1] 事業の概要について (注1)

(1) 当法人の目的と事業の概要

当法人は、国民の食生活に必要な不可欠な国産の畜産物を安定的に生産・供給する体制を維持・発展させ、消費者の安全で安心な食生活の安定に資することを目的としています。

畜産業は、牛、豚など家畜の種類によって生産構造が異なり、多様で高度な技術が求められます。

また、出荷までの期間が他の農産物に比べて長く、その経営に要する資金が多額に上り、時に想定されないような飼料価格の高騰や畜産物価格の低下、家畜伝染病の発生など不安定な生産環境にあります。加えて、畜産農家だけではなく、地域社会へも甚大な被害を与える口蹄疫などの伝染病を抑えるために、衛生対策を徹底する必要があります。

このような複雑な産業構造を踏まえ、国産の安全な畜産物を生産し、消費者に安定的に供給するためには、国内の畜産農家の経営を改善し、安定させることが必要です。

その目的を達成する手段として、当法人では、

- ア. 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業
 - イ. 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業
 - ウ. 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業
 - エ. 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業
- の4種類の事業を行っています。

これらは『安全な国産畜産物を消費者に安定供給する』という共通の目的を達成する手段と位置づけられることから、一つの公益目的事業としております。

(2) 事業

ア. 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

畜産業は、牛、豚などの家畜の種類によって生産される畜産物が多様で出荷までの生産構造が異なり、多様で高度な技術が求められます。そのため、安定的な食料生産のために次の取り組みを行っています。

【事業内容】

[1] 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与

・畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者を育てる必要があり、その指導者を育成するために、各種専門知識を習得するための研修会等を開催し、指導者のスキルアップを図ることにしております。

・参加者の募集は、関係機関への通知のほか、インターネットでも行っています。研修によっては指導経験等が必要となることから、対象者を限定する場合がありますが、本会の会員であるかは問いません。

・畜産農家の指導者には、豊富な知識と指導経験が求められます。このため、優秀な指導者に対しては、試験を行ったうえで、「総括畜産コンサルタント」の資格を付与しています。試験は、一定の経験等を受検資格として定めていますが、これを満たしていれば本会の会員であるかは問いません。毎年度、審査要領を定め、インターネットで告知しています。なお、資格付与に係る費用は徴収していません。試験は論文と面接により行い、試験結果の審査は複数の外部の識者により行います。

・全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰しています。

[2] 地域交流活動の支援

・近年、畜産農家戸数の減少による農家の点在化や伝染病予防の観点から、農家間で有効な情報交換がしにくい環境になってきています。また、畜産は生産構造が複雑なため、消費者に生産活動が理解されにくく、いわゆる「安全・安心」を消費者に伝えるために、消費者との交流も重要になっています。そこで、地域での畜産農家同士及び畜産農家と消費者との交流活動の推進を行うため、畜産農家のグループ化と消費者との交流活動を各県の関係機関に事務局を委託して実施しています。事業目的に照らして事業対象となる畜産農家を限定していますが、本会の会員であるかは問いません。毎年度、関係機関へ通知して事業対象を募集しています。また、畜産経営者からの相談等に応じるため、全国に畜産経営相談窓口を設置しています。

[3] 畜産環境保全活動の支援

・畜産業は、家畜から排せつされるふん尿を適正に処理しなければ環境汚染を起こす可能性があり、継続的な食料の生産活動を行うことができません。このため、本会では畜産環境保全に関する現場指導等に必要なデータを収集し、提供することを目的に家畜排せつ物の利活用及び畜産環境問題の解決に取り組む事例を調査しております。

[4] 食品廃棄物の活用支援

・我が国では、「食品の食べ残し」や「売れ残った食品」等が大量に廃棄されていますが、食料自給率が39%と低い国情に鑑み、それらを家畜の飼料として再利用する動きが広がっています。このため、本会では食品循環資源の飼料化利用を支援するため、一定の基準を満たしたエコフィード飼料を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工品を「エコフィード利用畜産物」として認証する事業を行っています。

[5] 畜産振興の支援

・本会には、畜産に関する専門知識を有する役職員が多数在籍しています。そこで、本会と同様に畜産業の振興事業活動を実施している組織からの要請に応じて、本会の役職員を派遣して各種業務に協力しています。協力対象とする組織は、本会の会員であるかどうかは問いません。本会の他事業と同様に、[1]本会の目的と同様の目的を謳っている組織であること、[2]不特定多数の畜産農家・消費者を対象とし、公益性のある事業を実施している組織であることを協力の条件とし、「営利企業」や「特定の畜産農家を対象にした組織」等は対象としていません。

[6] 牛肉輸出の取り組み支援

・国の重要施策である輸出拡大に向けた取り組みについては、オールジャパン・オール畜産での輸出促進体制を図ることを目的に設立された「日本畜産物輸出促進協議会」が実施しており、本会では、協議会が実施する事業に役職員を派遣し協力するとともに、牛肉輸出における「和牛統一マーク」の管理運営事業を実施しています。畜産事業者が国内及び海外に商標登録された「和牛統一マーク」を使用する場合の使用許諾の承認、及び「和牛統一マーク」を諸外国に商標登録するための申請事務等を実施しています。

[7] 畜産経営・担い手支援

・我が国の酪農は、新規就農者や後継者の確保等次世代を担う酪農経営者の育成が今後の酪農生産基盤の維持・強化にとって重要な課題となっています。このため、酪農経営の担い手となる女性や職業経験者等の就農及び定着化を図るため、インターネット等を利用したネットワークの構築、就農促進等の取組み営農指導、現地調査及び研修会等を実施することとしています。

・我が国の肉用牛生産は、新規就農者や後継者の確保など次代を担う経営者の育成が今後の肉用牛生産基盤の維持・強化にとって重要な課題となっている。このため、就農促進のための相談窓口の設置、就農・職業事例の調査、交流ネットワークの構築等を行うとともに、中核的担い手の育成に向けた営農指導研修会等を開催することとしています。

・地域における肉用牛経営や養豚経営を対象にベンチマーク手法による経営診断を行い、生産技術等の高位平準化を図ることとしています。

・畜産現場における女性の活躍を推進するための検討委員会を開催するとともに、女子力を発揮した家族経営の優良事例の調査及び畜産経営における女性の活躍に関する経営主アンケートを実施し、集計分析を行うこととしています。

イ. 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業

畜産業は生産構造上、食料として出荷するまでの期間が他の農産物と比べて長く、その経営に要する資金が多額に上ります。また、時に想定されない飼料価格の高騰や畜産物価格の低下、家畜の伝染病の発生など不安定な生産環境にあります。そこで、安定的な食料生産が行えるよう、畜産農家の資金繰りを改善するための取り組みと、悪性伝染病発生時の復興支援のための互助制度に加えて、TPP協定の犬筋合意に対応した畜産・酪農の体質強化のための事業を実施することとしています。

【事業内容】

[1] 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要としますが、資金を借り受ける際には適正な経営・資金計画が求められます。そこで、日本政策金融公庫の借受希望者や既に借受している農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の作成等の支援を各県の関係機関と連携して実施しています。

[2] 動産担保の活用支援

畜産経営の維持発展を図るために必要となる資金について、安定的かつ円滑な調達を期すため、担保や保証人によらず、融資機関が事業収益資産の内容をモニタリングし、資産の一定割合を上限に資金貸し出しを行う動産担保融資

の一層の活用促進を図るため、課題解決に向けた調査及び事例の実証検討等を行っています。国内の全ての金融機関を対象に実施しており、本会の会員であるかは問いません。

[3] 借受資金償還の支援

畜産経営は設備投資に多額の資金を必要とし、資材等の購入にも多額の資金を必要とします。そこで、資金を借り入れている畜産農家に対して、円滑な償還を続けるため、経営改善の指導を各県の関係機関に委託して行うとともに、借入金の負担軽減を図るため、借入金に対する「利子補給」を実施しています。

(1) 畜産特別資金

(2) 家畜疾病経営維持資金

畜産経営において家畜伝染病等が発生した場合に、経営の再開・維持継続に必要な経営資金を低利で融資し、経営の維持に資することとしています。

(3) 家畜飼料特別支援資金（平成 28 年度）

(4) 畜産経営体質強化資金

・畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者に対し、畜産経営体質強化支援資金の融通による既往負債の一括借換えに伴う償還負担を軽減するための「利子補給」を行うこととしています。また、農業信用基金協会が乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な資金等を借入れるための資金の債務保証を引き受けるに当たり、被保証者が負担する保証料を免除するための交付金を基金協会へ交付する。

なお、上記(1)～(4)の制度は全ての農家等を対象にしており、本会の会員であるかは問いません。また、金融機関からの円滑な融資を受けられるよう、畜産農家への貸付で遅延事故が発生した場合に、都道府県の農業信用基金協会が代わって弁済するための必要額を一部補助しています。

[4] 伝染病発生時の復興支援

農場の衛生対策を徹底しても口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の伝染病が発生した場合、まん延防止のために法律に基づいて農家の全ての牛や豚が殺処分されます。一度家畜を処分すると、復興に要する費用は多額になります。そこで、本制度に加入している農家と補助金を出し合い、殺処分された農家が牛・豚を再度購入する際に必要な経費と処分する家畜の焼却・埋設等に必要経費を互助する制度を実施しています。本制度への加入は、全ての農家を対象としており、本会の会員であるかは問いません。併せて、本制度が円滑に運営されるよう関係機関に対する指導を行っています。

[5] 畜産酪農の体質強化支援

環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を受けて策定された「総合的なTPP関連政策大綱」において「攻めの農林水産業への転換」として、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図るため、畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを集中的に講じることとされた。これに則り、畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化し、国際競争力の強化を進めるため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用を図り、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の生産拡大等、地域一体となって行う取組みを支援することとしています。これらの事業実施に当たっては、複数年度に亘って事業が行えるなどの弾力的運用を図るため、基金を造成し実施することとしています。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

・施設整備事業

当該事業は、畜産クラスター協議会の中心的な経営体等が都道府県知事の認定を受けた畜産クラスター計画（認定計画）に基づき、地域の畜産の収益性の向上を図るため、施設（家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設、畜産物加工展示・販売施設等）を整備するのに必要な経費、及び家畜飼養管理施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費等の一部を助成する事業で、補助率は2分の1以内。

本事業の事業実施主体である畜産クラスター協議会は事業実施計画を都道府県知事に提出し、地方農政局長の承認を受け、地方農政局長は承認した旨を生産局長に報告する。なお、施設整備に必要な補助金は都道府県知事からの交付申請に基づき基金管理団体から交付される。

・機械導入事業

畜産クラスター計画に基づく取組みを行う者が、生産コストの低減、畜産物の高付加価値化及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置をリース方式により導入する場合、又は認定計画に基づく取組みを行う飼料生産組織が、飼料自給率の向上及び経営の高度化に必要な機械装置をリース方式により導入する場合に、そのリース料についての負担の軽減を図るため、基金管理団体は、リース事業者に当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する事業で、補助率は2分の1以内、事業の実施は次のとおり。

畜産クラスター協議会は協議会内の取組主体等がリース方式により導入しようとする機械装置の要望を事業参加要望書として取りまとめ、都道府県と協議のうえ基金管理団体に提出する。基金管理団体は、協議会の事業参加要望書等を踏まえ、事業実施計画書を作成し、生産局長の承認を受け、配分予定額を生産局長と協議のうえ決定し、都道府県及び協議会に通知する。協議会は、配分予定額の範囲内で事業参加申請書を作成し、基金管理団体に提出し、機械導入についての承認及び貸付決定通知を受け、リース事業者と機械導入のリース契約を締結する。

・調査・実証・推進事業

(ア) 実証支援事業

地域の畜産関係者が有機的に連携・協力し、収益力の向上に向けた新たな取組に関する検討会の開催、畜産クラスターの先進地域等の調査、新たな取組の成果の実証等、畜産クラスター協議会が実施する事業に助成する。

(イ) 全国推進事業

畜産クラスターによる取組の全国的な推進を図るため、推進会議の開催、優良事例の調査、畜産クラスターコーディネーターの養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組支援等を実施する。(事業実施主体：基金管理団体、補助率は定額)

(2) 畜産・酪農生産力強化対策事業

・酪農経営改善対策

酪農経営における後継牛確保や和子牛生産拡大等のため、性別別精液や和牛受精卵等の利用、性別別精液生産機器の導入の推進等に必要な費用の一部を補助する。(事業実施主体：公募選定団体、補助率は定額及び2分の1以内)

・肉用牛繁殖性向上対策

和牛繁殖経営における情報通信技術(ICT)等の新技術を活用した繁殖性の向上等を図るための発情発見装置の導入等に必要な費用の一部を補助する。(事業実施主体：公募選定団体、補助率は定額及び2分の1以内)

・養豚競争力強化対策

養豚生産経営における種豚の能力向上を図るため、優良な純粋種豚・精液の導入、飼料利用性や肉質を測定するための機器導入等に必要な費用の一部を補助する。(事業実施主体：公募選定団体、補助率は2分の1以内)

・家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等に必要な費用の一部を補助する。(事業実施主体：基金管理団体、補助率は定額)

(3) 酪農経営体生産性向上緊急対策事業(労働負担軽減事業)

本事業は、平成28年11月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」において決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を進める一環として、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある酪農家の「働き方の改革」を図ることを目的としています。

酪農を営む者における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入を支援することにより生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取り組み等を実施することとしています。

・楽酪応援会議推進事業

楽酪応援会議(以下「会議」という。)が、地域の酪農を営む者の実情に応じて、労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化のための計画の策定や導入すべき機械装置等の選定を行うのに必要な費用を助成する事業で、補助率は定額。

・機械装置導入事業

労働負担軽減経営体が楽酪応援計画に基づき機械装置を導入するに当たって、会議又はリース会社に対し、当該機械装置の取得に必要な費用の一部を助成する事業で、補助率は2分の1以内、事業の実施は次のとおり。

会議は、楽酪応援計画を作成し、この計画に基づき事業主体がリース方式等により導入しようとする機械装置の要望を事業参加要望として取りまとめ、事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出する。事業実施主体は、生産局長にその事業実施計画の承認を受ける際に、配分予定額の協議を行い、生産局長の承認を受け、都道府県及び会議に通知する。会議は、配分予定額に基づき、事業主体から提出された事業参加申請書を取りまとめ、事業実施主体に提出・承認、及び交付申請・決定を受け、リース事業者と機械装置導入のリース契約を締結する。事業主体は、機械装置の導入が完了した場合は、補助金請求書を作成し、会議に提出する。会議は各事業主体から提出された請求書の審査・検査を行うとともに、それを取りまとめた補助金請求書を作成し、事業実施主体に提出し、補助金が交付される。

・全国推進事業

本事業の円滑な推進を図るため、事業推進会議の開催や事業の推進、指導及び調査等を行う事業で、補助率は定額。

ウ. 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

ひとたび口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの伝染病が発生すると、地域の食料生産に影響するだけでなく、交通規制など地域社会へも甚大な影響を与えます。これらの病気のまん延を防止し、安全な畜産物生産と地域社会の安定化を図るためには、衛生対策の徹底が重要であることから、次の取り組みを行っています。

【事業内容】

[1] 農場衛生対策の支援

・地域の中核となる農場の育成及び農場 HACCP 認証の普及推進を図るため、地域の取組み事例における内部検証や衛生管理システムの運用等の課題についての検討及び農場 HACCP 認証に取組む農場を対象に構築指導を実施

・農場の正しい衛生管理を行うことで、安全な畜産物を効率的に生産することができます。農林水産省が公表した新しい衛生管理方法「農場 HACCP 認証基準」に基づき、(1)基準を満たしている農場を「農場 HACCP 認証農場」として認証するとともに、(2)農場 HACCP 認証を目標に取り組んでいる農場に対しても、審査のうえ「農場 HACCP 推進農場」として指定しています。「農場 HACCP 認証農場」、「農場 HACCP 推進農場」のいずれも全国の畜産農家等を対象として実施しており、本会の会員であるかは問いません。なお、「農場 HACCP 認証農場」については、認証の審査にあたって実費相当額として 20 万円～29 万円、「農場 HACCP 推進農場」の指定にあたっては、審査に必要な実費相当額として 2 万円を徴収しています。また、東京オリンピック・パラリンピックの畜産物の需要増加等に対応するため、農場で生産される畜産物等の農場生産工程管理（日本版畜産 GAP）による認証の仕組みの導入やヨーロッパ等における農場生産工程管理（グローバル GAP）の取得促進及び日本版畜産 GAP を取り入れた認証農場の増大・エコフィード利用畜産物の増大等を図るための検討会を開催することとしています。

・農場 HACCP に取り組む農家を増やすには、専門知識を持った指導員が必要です。そのため、農場 HACCP に関する指導員を養成する研修会を開催しています。また、農場 HACCP 認証基準に基づいた農場認証のためには、専門知識を持った審査員の養成が必要です。そのため、「農場 HACCP 審査員」の資格試験を受ける者を対象に研修会を行っています。これらの研修は、全国の指導者を対象としており、本会の会員であるかは問いません。また、研修と資格審査に係る経費は徴収していません。

・牛や豚の伝染病は、ひとたび発生すると食料生産に大きな影響を与えます。そこで農場 HACCP のような予防のほか、万が一の伝染病の発生に備え、強い伝染力と高い致死率の「豚コレラ」が発生した際に緊急対応するため、豚コレラワクチンの購入・備蓄を行い、万が一の発生に備えています。このワクチン接種の対象は全ての畜産農家であり、本会の会員であるかは問いません。

・家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」の見直しに対応するため、見直し後の飼養衛生管理基準の普及啓発を迅速に図るとともに、家畜の埋却措置に係る防疫方式の調査試験を行うこととしています。

・国の防疫マニュアルに基づき、地域の自衛防疫組織を活用した畜舎等の消毒の実施、母豚への効果的な予防接種の実施など防疫措置を徹底し、哺乳豚の死亡等の低減及び P E D のまん延・再流行の防止を図ることとしています。

[2] 馬の伝染病対策の支援

牛や豚の伝染病対策のほか、馬の伝染病予防のための各種対策も実施しています。

・競走馬以外の馬の飼養衛生管理環境の整備を図るため、地域における馬の感染症の知識習得のための研究会、臨床実習研修会等を実施しています。平成 28 年度は、馬臨床実習を開催（11 名受講）し、馬飼養衛生管理等の普及推進を図りました。また、14 道県の家畜保健衛生所の職員 15 名を参集し、馬飼養衛生管理技術講習会を開催し、地域における馬関係獣医師の技術の向上及び標準化を図りました。

・ワクチンの接種対象馬及び技術講習会等の受講対象者等は、本会の会員であるかは問いません。また、講習会等に係る経費は徴収していません。

[3] 優秀な産業獣医師の確保支援

・海外家畜伝染病が進入した際の緊急防疫対策を支援するため、産業動物診療の担い手となる新規獣医師に対する基礎臨床診療技術の早期習得支援を、中堅産業動物診療獣医師に対する高度臨床診療技術の向上強化支援等のための研修会及び講習会等を開催して、獣医師の技術のレベルアップを図っています。

いずれの研修も全ての獣医師を対象にしており、本会の会員であるかは問いません。なお、新規獣医師を対象とした「基礎臨床診療技術研修」は、経費の 20% を自己負担していただきますが、その他の研修は経費の徴収はしていません。

エ. 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

畜産関係者の経営改善に役立つ情報の作成・提供を行っています。また、消費者向けの情報提供を通じて家畜畜産物の正確な情報の普及・啓発に努めています。

【事業内容】

[1] 食品残さの飼料化利用支援

・食品残さ等のうち畜産物の差別化に繋がると見込まれるものについて、家畜への給与及び畜産物の品質評価等の実証試験を行うとともに、エコフィードを給与し畜産物のブランド化を実施している先進事例を収集し、波及性の高い優良事例等を選定し、発表・表彰等を行い、エコフィード利用畜産物の差別化に向けた取組みの普及拡大を図ることとしています。

[2] 肉用牛経営の調査

・肉用に飼育される「ホルスタイン種」の子牛（乳用種初生牛）は出荷価格の低迷が続き、安定的な食料生産という観点から不安定な状況になっています。そこで、これら品種の経営調査を行い、生産コスト等の生産状況と経営概要のほか、経営課題や経営者の意向等について分析・とりまとめを行い、今後の肉用牛の振興策の検討資料を作成しています。

[3] 畜産情報の提供

・日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通にいたる幅広い情報を提供するため、(1)月刊誌（畜産コンサルタント）や書籍の発行、(2)インターネット網等を通じた大家畜畜産経営データベースの情報発信を行っています。

- ・全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰しています。(ア[2]再掲) 優良な畜産経営・生産技術等の事例をHP等を通じ情報提供しています。
 - ・また、畜産関係者のほか、消費者に対しても畜産の生産から流通、消費に関する情報を提供しています。
 - ・書籍は会員に限らず希望者に頒布し、インターネットを通じた情報提供も一部の個人情報を除き、制限をかけずに提供しています。
 - ・畜産の担い手を教育する農業高等学校や農業大学校等に対して畜産教育の支援を行うため、教職員等を対象に農場における飼養衛生管理などに係る各種研修等を実施しています。
 - ・畜産関係者や消費者等に対して畜産に係る理解醸成を図るため、家畜の全国共進会やその他の機会を通じて情報提供を実施しています。
 - ・国内外の最先端の養鶏・養豚関連技術等の施設・機械・器具等の展示を通じ、国内畜産農家の技術・経営効率等の向上を図るため、国際養鶏養豚総合展を開催します。
-
- ・日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通にいたる幅広い情報をテレビ、交通機関等の媒体を活用し、一定期間に集中して啓発活動を行う。
 - ・畜産物の生産コストを販売価格に反映することに対して理解を求めるため、畜産の動向及び情勢に興味関心を抱くような情報を消費者に対して発信する。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	<p>『ウ. 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業』 『[2]馬の伝染病対策の支援』について</p> <ul style="list-style-type: none"> 馬の生産育成地帯における疾病の予防接種の徹底を行う。 衛生対策の徹底と伝染病発生時の対応のため、馬の疾病に関する専門家の育成を行う。 <p>これらはいずれも、馬の育成地帯の健全な振興には不可欠であり、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」であると考えます。</p>
21	<p>『ア. 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業』について</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力向上のための研修等を通じて畜産経営を支援する地域の指導者を養成し、優秀な指導者に資格を付与することで、今後の担い手となる畜産農家の維持・育成を図るなど、畜産経営等に係る支援を行う。【追加】 家畜排せつ物の効果的な処理に関して現場指導等に必要な情報を「畜産環境保全指導事例集」として作成することにより、畜産経営に起因する環境問題の解消を図る。 地域での畜産農家同士及び畜産農家と消費者との交流活動の推進を図る。 食品残さを飼料に使用した畜産物の認証を行う。 日本の牛肉の一層の輸出促進を図るため、畜産事業者等が国内及び海外で使用する「和牛統一マーク」の使用許諾についての承認及び海外での商標登録の申請事務等を実施する。 酪農経営の後継者となる担い手支援、地域ぐるみで畜産の収益力向上を図る体制の創出・普及、及び地域の畜産経営の生産技術等の高位平準化を図る。 上記の類似の取り組みを行っている組織への協力。 <p>これらは、いずれも安全な国産畜産物を安定的に供給することを目的として行っており、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」であると考えます。</p> <p>『イ. 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じて、安定的な畜産経営の推進を図る事業』について</p> <p>畜産経営の資金繰りに関する各種取り組みと口蹄疫等の発生時から再建を図る取り組みを行うこと、及びTPP協定の大筋合意に対応した畜産・酪農の体質強化のための事業を行うこと、また、酪農における省力化や労働力負担の軽減のための機械装置の導入支援等は、畜産経営の維持安定を図り、安全な国産畜産物を安定的に供給することになることから、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」であると考えます。</p> <p>『ウ. 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業』について</p> <p>農場の衛生対策に関する各種取り組みを行い、万が一の伝染病発生時への対策を講じることは、安全な畜産物を安定的に生産するために不可欠です。</p> <p>また、優秀な産業獣医師の確保・育成を行うことにより、家畜を疾病から予防するとともに、発症した家畜を迅速に治療することで、安全な国産畜産物を安定的に供給することにつながることから「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」であると考えます。</p> <p>『エ. 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業』について</p> <p>安全で安心な畜産物を安定的に供給するために、畜産経営の基盤強化や生産技術の向上に資する情報を広く収集し、集計・分析処理を行い提供すること、及び国内外の最先端の養鶏・養豚関連技術等の施設・機械・器具等の展示を通じ、国内畜産農家の技術・経営効率等の向上を図ることは畜産物の安定供給に寄与するものであり、「国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業」であると考えます。</p>

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
		(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
事業区分	区分ごとのチェックポイント		
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベ</p>	<p>『ア[1]畜産経営指導者の養成』について</p> <p>1. 研修は、都道府県等の畜産関係支援者(行政、関係団体等)など畜産農家に対する指導活動を担う者に、指導能力の向上と畜産業の発展に寄与し、安定的な食料生産を目的として実施しており、不特定多数でないものの利益増進への寄与を主たる目的とはしていません。また、研修は</p>	

	<p>ル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>その都度全国の関係者へ告知しています。</p> <p>2.参加者の募集は、関係機関への通知のほか、インターネットでも行っています。事業目的に照らして対象者を限定していますが、本会の会員であるかどうかは問いません。</p> <p>3.講師には、畜産農家への指導業務に関し高い知見を有する内外の有識者を招聘し、専門的知識の普及を行っています。また、本会の役職員がこれを務めることも多くあります。</p> <p>4.謝金については、本会の規程に基づき、適正な範囲内で支払っていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっています。</p>	
(14) 表彰、コンクール	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。</p>	<p>『ア[1]畜産経営指導者の養成』について</p> <p>1.全国の畜産経営者の中で優秀な事例を持つ畜産経営者を表彰し、その畜産経営・生産技術について全国の畜産経営者に普及・啓発を行うものであり、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2.都道府県の畜産会等が行う支援活動の対象となった畜産経営者を、都道府県の畜産会等が選定し、推薦することとなっています。</p> <p>3.都道府県の畜産会等から推薦された畜産経営者の審査にあたっては、本会において、学識経験者等を中心として構成する審査委員会により選考します。</p> <p>4.発表会を開催し、受賞理由及び優秀な畜産経営の内容の説明を行っています。</p> <p>5.優秀な畜産経営者の表彰による賞金はありません。</p>	
(2) 資格付与	<p>1.当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該資格付与の基準を公開しているか。</p> <p>3.当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>4.資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除)</p> <p>5.資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>『ア[1]優秀な指導者に対する資格の付与』について</p> <p>1.畜産農家への適切な指導ができる者に資格を付与していますが、これにより安全な食料生産の供給に資することとしており、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。毎年度、試験の実施の際には、インターネットで公開しています。</p> <p>2.受験者募集の際には、試験実施方法を定めインターネットで公開しています。</p> <p>3.畜産農家への指導業務に対する資格のため、一定の経験等を受験資格として定めていますが、これを満たしていれば本会の会員であるかどうかは問いません。</p> <p>4.直接の利害関係者を除く複数の審査委員による合議制で審査を実施することで公正性を確保しています。</p> <p>5.審査委員は複数の畜産の専門家で構成しています。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>『ア[2]地域交流活動の支援』について</p> <p>1.地域畜産振興のため、都道府県の畜産会等と生産者等との連携を図る場として相談窓口を設置し、これにより安定的な食料生産の供給に資することとしており、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2.相談窓口は、HPに掲載しており、相談者の資格は限定されておらず、相談、助言を利用できる</p>	

		<p>機会が広く一般に開かれています。</p> <p>3. 本会及び都道府県の畜産会等の畜産コンサルタント(経営診断や助言指導等の畜産経営指導活動を行う者)等が対応しています。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1. 事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2. 事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>『ア[2]地域交流活動の支援』について</p> <p>1. 地域の畜産業の育成は、安全な食料の供給だけではなく、地域社会・経済の維持発展に不可欠であり、不特定多数の者の利益に供しています。また、本事業の趣旨は毎年度関係者に周知しています。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア. 事業の趣旨上、対象者を限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p> <p>イ. 各県の事務局と本会で取り組み内容の情報交換等を行い、各県間での取り組み内容に格差が生じないようにしています。</p> <p>ウ. 該当しません。</p> <p>エ. 該当しません。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『ア[3]畜産環境保全活動の支援』について</p> <p>1. 家畜が排せつする糞尿処理の適正化を目的として、家畜の排せつ物の処理状況などを調査するとともに、その問題点とあり方について研究するものです。</p> <p>この成果は、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. 調査・検討結果は、報告書や指導用資料として作成して関係者に配布するほか、インターネットでも公開し、広く還元しています。</p> <p>3. 調査内容の検討には、専門的知見を有する外部有識者及び本会役職員からなる委員会を設置して検討するとともに、現地調査を行っています。</p> <p>委員会事務局は本会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行っています。</p> <p>4. 委託は行っていません。</p>
(1) 検査検定	<p>1. 当該検査検定が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該検査検定の基準を公開しているか。</p> <p>3. 当該検査検定の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>4. 検査検定の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。(例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除、検定はデータなど客観的方法による決定)</p> <p>5. 検査検定に携わる人員や検査機器についての必要な能力の水準を設定し、その水準に適合していることを確認しているか。(例:検査機器の定期的点検と性能向上/能力評価の実施/法令等により求められる能力について許認可を受けている)</p>	<p>『ア[4]食品廃棄物の活用支援』について</p> <p>1. 「エコフィード利用畜産物認証制度」は、国内の飼料自給率が低迷する一方で、毎年大量に廃棄されている食品残さを家畜のエサとして再利用し、生産された畜産物に対して一定の基準を満たしたものを認証しています。</p> <p>このことから、食品残さを輩出している食品業者や認証を受けた農家及び食品加工業者並びに購入した消費者の利益に供し、さらに食料自給率の向上により、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>この認証制度は、ホームページで認証要領等を公表しています。</p> <p>2. 認証制度の概要、認証基準はインターネット上で公開しています。</p> <p>3. 本認証制度は、国内の畜産農家、食品加工会社、食品販売会社であれば誰でも申請可能です。</p> <p>4. 本認証の審査に当たっては、中立的な立場にある大学教授等の学識経験者や関連する公益法人、消費者団体の委員によって審査することで、公正性を図っています。</p> <p>5. 本認証に係る判断に必要な能力や知識を十分</p>

		に有する外部の有識者等の委員により審査を行うことで、適切な水準を実現しています。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>『ア[5]畜産振興の支援』について</p> <p>1. 畜産振興活動への協力は、安全な畜産物の供給に資することから、本会の実施する事業の趣旨に沿っており、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。また、本事業の実施については、関係者に周知して実施しています。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア. 事業の趣旨上、公益性の認められる畜産振興事業活動への協力を限定していますが、本会の会員であるかどうかは問いません。</p> <p>イ. 本会の役職員には畜産に関する知見を有する人材が豊富であり、関係方面からも高い評価を得ています。</p> <p>ウ. 該当しません。</p> <p>エ. 本会の事業目的に類する公益性の認められる事業活動への協力を限定しています。</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>『ア[6]牛肉輸出の取り組み支援』について</p> <p>1. 日本の「和牛」の輸出拡大を図るため、シンボルマークである「和牛統一マーク」の利用許諾承認等を行っているが、利用許諾は、全国の輸出に取り組む畜産事業者を対象にしておらず、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与することとしています。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア. 国産和牛肉を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的に定められたマークであるため、和牛の牛肉輸出に取り組む国内の事業者等を対象にしていますが、全ての事業者等を対象にしています。</p> <p>イ. 中央畜産会では、和牛統一マーク使用許諾要領(以下「要領」という。)を定め、本会のホームページ上で公表しております。また、必要に応じて弁理士に相談する体制を取っており、事業の質は確保されていると考えております。</p> <p>ウ. 和牛統一マークの使用を希望する者は、「要領」に基づいた使用許諾申込書に必要事項を記入提出し、本会の役職員による審査を受けることになっており、審査の公平性は確保されていると考えております。</p> <p>エ. 国の施策に基づき、国産和牛肉の輸出振興を図ることを目的として実施しており、エの例には該当しません。</p>
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>『ア[7]畜産経営・担い手支援』について</p> <p>1. 研修は、事業目的に照らして対象者を限定していますが、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものです。</p> <p>また、研修等はその都度、関係者に告知して実施することとしています。</p> <p>2. 参加者の募集は、関係者に通知して行っています。事業目的に照らして対象者を限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p> <p>3. 講師には、畜産経営に関し高い知見を有する内外の有識者を招聘し、専門的知識の普及及び畜産経営指導を行うこととしています。なお、確認行為は行っていません。</p> <p>4. 謝金については、本会の規程に基づき、適正</p>

	なっていないか。	4. 謝金については、公平の視覚に基づき、適正な範囲内で支払うこととしていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらうこととしております。
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元はやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『ア[7]畜産経営・担い手支援』について</p> <p>1. 本事業は国内外において、地域ぐるみで畜産の収益力向上の事業に取り組んでいる優良事例の調査、或いは、地域の畜産経営の技術情報等を調査し、その課題と対応策等について検討するものです。これによって得られた成果は、広く関係者に配布することとしており、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与することとしています。</p> <p>2. 調査・検討結果は、報告書や指導用資料として作成し、都道府県をはじめ、広く関係者に配布することとしています。</p> <p>3. 調査に当たっては、本会役職員で専門的な知見を有している者により調査内容の検討及び作成を行うこととしています。</p> <p>4. 調査の一部は関係機関に委託して行うこととしていますが、調査方法・策定、及び取りまとめ等は本会自ら行うこととしています。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元はやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『イ[1]資金借入・返済の支援』について</p> <p>1. 畜産農家が資金の借入にあたって、経営・資金計画の作成を目的に広く経営状況などを調査するとともに、その課題とあり方について検討するものです。この事業は、特定の団体や会員だけを対象にするものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。 調査にあたっては、関係機関に趣旨を告知の上、実施しています。</p> <p>2. 畜産農家個々の経営状況等、機密性の高い情報の調査であることから、公表はしていません。ただし、調査結果はデータベース化し、個人が特定できない形でインターネット上で公表しています。</p> <p>3. 本会の役職員で専門的な知見を有している者により、調査内容の検討、作成を行っています。</p> <p>4. 調査は各県で農家への経営指導活動を行っている者に依頼していますが、その調査内容の検討、取りまとめは本会で行っています。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元はやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『イ[2]動産担保の活用支援』について</p> <p>1. 畜産経営の資金繰りを容易にすることを目的として、「動産担保融資」制度を調査するとともに、その活用・推進について検討するものです。 この成果は、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. 調査・検討結果は、報告書や指導用資料として作成して関係者に配布するほか、インターネット上でも公開し、広く還元しています。</p> <p>3. 調査検討には、専門的知見を有する外部有識者及び本会役職員が連携して行っています。 畜産金融に係る情報交流会の開催では、その事務局は当会の職員が務め、資料準備、議事録作成などを行っています。</p> <p>4. 委託はしていません。</p>
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者</p>	<p>『イ[3]借受資金償還の支援』について</p> <p>1. 多額の資金を必要とする畜産経営が負債の償還に困難を来した場合その他、飼料価格の高騰、家畜伝染病の発生などにより資金繰りが悪化した場合に、その借入金の利子補給を行うことは、畜産</p>

	<p>の排除) 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>経営の改善に寄与し、安全な畜産物の生産の継続に資することから、不特定多数の者の利益に供しています。 なお、本制度の周知にあたっては、インターネット上の他、各県行政機関等に周知しています。</p> <p>2. 対象者の要件は事業要領として定め、公表しており、要件を満たしていれば本会の会員であるかは問いません。</p> <p>3. 事業要領に基づき、各県知事の承認を得た者に給付しています。</p> <p>4. 融資機関の実務担当者や大学等の学識経験者により「審査基準策定マニュアル」を作成し、現場における審査に供しています。</p> <p>5. 対象となる畜産農家の資金貸付の件数・金額は公表していますが、対象者の氏名等は個人情報保護の観点から公表していません。</p> <p>6. 対象農家の利子補給額等について、毎年度報告を受けています。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。(例: 個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6. (研究や事業の成果があるような助成の場合、) 助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>『イ[4] 伝染病発生時の復興支援』について</p> <p>1. 本事業の加入にあたっては、加入資格の制限等は設けておらず、畜産農家であれば誰でも加入できます。 制度の告知は関係機関へ周知しているほか、インターネット上でも周知を行っています。</p> <p>2. 国内の牛・豚農家全てが対象となっており、本会の会員であるかは問いません。</p> <p>3. 各都道府県で県庁職員、関係機関の専門家等構成する「交付認定委員会」を設置し、公正な互助金の支払いを審査しています。</p> <p>4. 交付認定委員会は、各県庁担当部署のほか、関係機関の専門家により構成しています。</p> <p>5. 個人情報保護の観点から公表していません。</p> <p>6. 家畜の伝染病が発生し、互助金を農家に交付した場合は、当該県庁から報告を受け公表しています。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>『イ[5] 畜産・酪農の体質強化支援』について</p> <p>1. 研修は、事業目的に照らして対象者を限定していますが、各都道府県ごとに畜産クラスターの取組に対する指導・助言や地域内の連携の調整を行えるもの(コーディネーター)を養成するための研修であり、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものです。研修等はその都度全国の関係機関に告知して実施することとしています。</p> <p>2. 参加者の募集は全国の関係機関に通知して行うこととしています。事業目的に照らして対象者を限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p> <p>3. 畜産経営に関し高い知見を有している内外の有識者を講師に招き、専門的知識の普及、地域内の連携・調整の取り方、事業の普及推進の進め方等を目的に行うこととしており、確認行為は行っていません。</p> <p>4. 謝金については、当法人の規定に基づき適正な範囲内で支払うこととしています。</p>	

<p>(6) 調査、資料収集</p>	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『イ[5]畜産・酪農の体質強化支援』について</p> <p>1. 本事業は、国内外において地域ぐるみで畜産・酪農の収益力向上の事業に取り組んでいる優良事例の調査、或いは地域の畜産経営の技術情報等を調査し、その課題と対応策等について検討するものです。これによって得られた成果は広く関係者に配布することとしており、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与することとしています。</p> <p>2. 調査・検討結果は報告書や指導用資料として作成し、都道府県をはじめ広く関係者に配布することとしています。</p> <p>3. 調査にあたっては、本会役職員で専門的な知見を有している者により調査内容の検討、及び報告書作成を行うこととしています。</p> <p>4. 調査の一部は関係機関に委託して行うこととしていますが、調査方法・策定、及び取りまとめ等は本会自ら行うこととしています。</p>	
<p>(13) 助成(応募型)</p>	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.応募の機会が、一般に開かれているか。 3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除) 4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。) 6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>『イ[5]畜産・酪農の体質強化支援』について</p> <p>1. 我が国の畜産・酪農の収益力及び生産基盤を強化するため、機械装置の導入等による生産コストの削減及び規模拡大、外部支援組織の活用、優良な乳用後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛生産拡大等を地域一体となって行う取組みを支援することは、不特定多数の者の利益の増進に寄与することになります。本事業の制度趣旨等の周知にあたっては、各都道府県及び関係機関へ告知するとともに、インターネット上でも広く周知を図っています。</p> <p>2. 本事業の対象者については、事業実施要領等を定め公表しており、要件を満たしていれば誰でも応募が可能となっています。</p> <p>3. 助成の選考にあたっては、事業実施要領等を策定しあらかじめ公表しています。</p> <p>4. 国又は都道府県による書類審査が行われ、適切な選考を行うこととしています。</p> <p>5. 助成対象者の氏名等は個人情報保護の観点から公表はしませんが、助成内容及び実施状況等については、本事業を広く普及するためにも公表することとしています。</p> <p>6. 助成対象となる事業実施主体から実施状況の事業実績報告書の提出を受けることとしています。</p>	
<p>(3) 講座、セミナー、育成</p>	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>『ウ[1]農場衛生対策の支援』について</p> <p>1. 農場HACCP制度の普及は、安全な畜産物の供給に資することから、その取組み農場を指導する人材の育成と適正な認証を行うための審査員を養成する本事業は、不特定多数の者の利益に供しています。</p> <p>2. 参加者の募集は、関係機関への通知のほか、インターネットでも行っています。 事業目的に照らして対象者を限定していますが、資格を満たしていれば本会の会員であるかどうかは問いません。</p> <p>3. 「農場HACCP審査員」の研修は、「農場HACCP審査員」の資格試験を受けるために行っており、同試験が確認行為になります。 指導員の研修は、専門的知識の普及を目的に行っており、確認行為は行っていません。</p> <p>4. 謝金については、本会の規程に基づき適正な</p>	

		4. 謝金については、本会の規程に基づき適正な範囲内で支払っていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっています。	
(2) 資格付与	1.当該資格付与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該資格付与の基準を公開しているか。 3.当該資格付与の機会が、一般に開かれているか。(注)ただし、高度な技能・技術等についての資格付与の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 4.資格付与の審査に当たって公正性を確保する仕組みが存在しているか。 (例:個別審査に当たって申請者と直接の利害関係を有する者の排除) 5.資格付与の審査に当たって専門家が適切に関与しているか。	『ウ[1]農場衛生対策の支援』について 1. 農場HACCP制度に取り組む農場を認証することは、安全な畜産物の供給に資しており、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。 農場HACCP認証制度については、認証基準等をインターネットで公開しています。 2. インターネット上で公表しています。 3. 「農場HACCP認証農場」の認証と「農場HACCP推進農場」の指定は、全ての畜産農家を対象に実施しています。 4. 「農場HACCP認証農場」の認証と「農場HACCP推進農場」の指定の審査は、外部の専門家とともに委員会を設置し、審査を行っています。 5. 「農場HACCP認証農場」の認証と「農場HACCP推進農場」の指定の審査は、複数の外部の畜産の専門家により行っています。	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	『ウ[1]農場衛生対策の支援』について 1. 我が国で豚コレラが発生した際に緊急対処するため、及び食料生産への影響を最小限に食い止めるために実施している事業であり、その趣旨は関係者に周知し、特定の者を対象とした事業ではありません。 2. 事業の合目的性 ア. ワクチンの備蓄と豚コレラ発生時の展開については、関係者に周知しており、どこで発生しようと適切な対応が取れる体制となっています。 イ. ワクチンは国家検定に合格しているものを使用し、毎年度、有効期限の切れたワクチンは専門知識のある者により入れ替えを行っています。 ウ. 国内で豚コレラが発生した場合は、どののだれであっても本事業で備蓄したワクチンで対処することとしており、それは関係者にも周知しています。 エ. 該当しません。	
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	『ウ[2]馬の伝染病対策の支援』について 1. 馬の感染症の予防対策を普及することは、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。 この取り組みは、インターネット・パンフレット等で関係者に周知しています。 2. 事業の趣旨上、対象者を獣医師に限定していますが、本会の会員であるかは問いません。 3. 研究会の実施内容は、外部の専門家の助言を得て実施しています。 4. 謝金については、本会の規程に基づき適正な範囲内で支払っていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっています。	
(6) 調査、資料収集	1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性	『ウ[2]馬の伝染病対策の支援』について 1. 本事業は、馬の感染症発生を予防することを目的として、広く馬の飼養衛生環境を調査するとともに、その問題点とあり方について検討するものです。この成果は、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益	

	<p>その他の委託元はやむを得ない埋田で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>の増進に寄与し、インターネット・パンフレット等で関係者に周知しています。</p> <p>2. 調査・検討結果は、馬農家等への周知を図るために、パンフレット、冊子、チラシ等にするほか、インターネット上でも公開し、広く一般社会に還元しています。</p> <p>3. 調査検討には、専門的知見を有する外部有識者の助言を得ながら行っています。 委員会事務局は、本会職員が務め、資料準備、議事録作成などを行っています。</p> <p>4. 調査の一部は委託して実施していますが、調査内容の作成と取りまとめは本会自ら行っています。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>『ウ[2]馬の伝染病対策の支援』について</p> <p>1. 馬の感染症を予防することは、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益に供しています。 事業の実施に当たっては、関係者に告知を行い実施しています。</p> <p>2. 国内で育成馬を飼養している農家で、ワクチン接種を行う全ての農家を対象にしています。</p> <p>3. ワクチン接種のための助成金の交付にあたっては、あらかじめ策定し公表している要領に基づき書類審査を行っています。</p> <p>4. 実際のワクチン接種の判断は、各県で指定した獣医師の現場での判断により実施しています。</p> <p>5. 個人情報保護の観点から個別の情報は公表していませんが、実施状況などの実績は取りまとめて公表しています。</p> <p>6. 予防接種を行った獣医師から直接接種証明書を徴収しています。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>『ウ[3]優秀な産業獣医師の確保支援』について</p> <p>1. 獣医療技術の向上は、安全な畜産物の生産に不可欠であり、これを事業の趣旨としていることから、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. 参加者の募集は、関係機関への周知のほか、インターネットでも行っています。 事業目的に照らして対象者を獣医師に限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p> <p>3. 講師には、獣医療技術に関し高い知見を有する獣医師などの専門家を招聘し行っています。 また本会の役職員にも獣医師などの専門家がいることから、これを務めることもあります。</p> <p>4. 研修講師等への謝金については、本会の規程に基づき、適正な範囲内で支払っていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっています。</p>	
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p>	<p>『ウ[3]優秀な産業獣医師の確保支援』について</p> <p>1. 安全な畜産物を安定的に生産するには「産業獣医師」は不可欠であり、その育成を促すことは、不特定多数の者の利益に供しています。 なお、本制度の周知にあたっては、各獣医系大学及び各県行政機関に告知しています。</p> <p>2. 事業の趣旨上、対象者を獣医学を専攻する学生に限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p>	

	<p>口へは国際的の公認は際々、ノ</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>いよじり。</p> <p>3. 以下の条件を満たしている者に対して給付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医学を専攻する学生であること ・将来、産業獣医師になること ・奨学金の共同負担者がおり、当該県知事の承諾を得た者であること ・所属大学の推薦があること <p>4. 修学資金の給付にあたっては、各県知事の承諾を得た者に行っています。</p> <p>5. 給付を受けている者の氏名等は個人情報保護の観点から公表していませんが、本制度は各獣医系大学へ周知を図っているほか、インターネットにおいても広く公表しています。</p> <p>6. 修学資金の給付を受けている学生からは、毎年度給付についての報告を受けています。 また、産業獣医師に就職後も規定の期間は就業状況の報告を受けるとともに、必要に応じて本会の職員による現地調査を行っています。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『エ[1]食品残さの飼料化利用支援』について</p> <p>1. 本調査は、飼料費の低減と資源の有効活用を図ることを目的に、全国の試験研究機関等の試験結果などの情報を収集するとともに、その活用・推進について検討するものです。その成果は、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与することとしています。</p> <p>2. 調査・検討結果はインターネット上でデータベース化を図り、広く一般社会に還元することとしています。</p> <p>3. 調査内容の検討は、専門的知見を有する本会の役職員が行うこととしています。</p> <p>4. 外部への委託は行っていません。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えられないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『エ[2]肉用牛経営の調査』について</p> <p>1. 本調査は、肉用牛経営等に関する情報及び飼料循環資源の飼料化利用に関する情報等を調査収集するとともに、その活用・推進について検討するものです。 この成果は、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. 調査・検討結果は、報告書や指導用資料として作成するとともに、インターネット上で公開し、広く一般社会に還元しています。</p> <p>3. 調査内容の検討は、専門的知見を有する本会職員が行っています。</p> <p>4. 調査の一部は委託しますが、調査内容・方法の検討・策定、調査結果の分析・検討等は本会自ら実施しています。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1. 専門知識の普及は、安全な国産畜産物の安定的な生産に不可欠であり、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. セミナーの参加者募集は関係機関への通知のほか、インターネットでも行っています。セミナーの内容によっては対象者を限定していますが、本会の会員であるかは問いません。</p>	

	<p>要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>3.セミナーは専門的知識の普及を目的に行っており、確認行為は行っておりません。</p> <p>4.謝金については本会の規程に基づき適正な範囲内で支払っていますが、この謝金は薄謝であり、ほぼボランティアとして協力してもらっていません。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1.本事業は、畜産に関する国内外の情報を広く調査収集するとともに、その活用・推進について検討するものです。この成果は、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2.書籍による頒布、インターネット上での情報提供のほか、セミナーの開催等により、広く一般社会に還元しています。</p> <p>3.情報の作成にあたっての調査検討には、専門的知見を有する外部有識者に助言を求めるとともに、本会役員にも各分野の専門家がいてから、それらの役職員も携わっています。</p> <p>4.原稿執筆の一部は外部の専門家等へ依頼しますが、調査内容・方法の検討・策定及び情報提供等の作業は、本会自ら実施しています。</p>	
(8) キャンペーン、○○月間	<p>1.当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1.国内外における畜産業に関する経営支援の取り組みや生産技術、消費・流通にいたる幅広い情報を発信することにより、畜産経営は安定し、国産畜産物の安定供給が図られるため、不特定多数の者の利益増進に寄与するものです。</p> <p>2.畜産業に係る情報を新聞、テレビ、交通機関等を活用した広報により、広く一般社会に情報提供するもので業界団体の販売促進や共同宣伝には該当しません。</p> <p>3.要望・提案に該当しません。</p>	
(9) 展示会、○○ショー	<p>1.当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催/出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている/テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか(注)/入場者を特定の利害関係者に限っていないか)</p> <p>(注)公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。</p> <p>3.(出展者を選定する場合、)出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。(例:出展料に不当な差別がないか)</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1.国内外の最先端の養鶏・養豚関連技術等の施設・機械・器具等の展示を通じ、国内畜産農家の技術・経営効率等の向上及びこれに伴い畜産物の増産が見込まれることは、国産畜産物の安定供給の確保に資することとなり、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものと考えます。</p> <p>2.国内外の最先端の養鶏・養豚関連技術等の施設・機械・器具等の展示を通じ、国内畜産農家の技術・経営効率等の向上が図られ、さらに、消費者等に対する養鶏・養豚の理解醸成のための特別講演会を開催し、公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムとなっています。</p> <p>3.出展者は、養鶏・養豚関係の専門的な技術やノウハウを持つ業者を主体に本会のホームページで資格要件等を示し広く募集・選定し、本会の会員であるかどうかは問いません。また、出展料は小間数をベースとした公平な料金設定となっています。</p>	
(14) 表彰、コンクール	<p>1.当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3.選考に当たって専門家が適切に関与している</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1.全国の畜産経営者の中で優秀な事例を持つ畜産経営者を表彰し、その畜産経営・生産技術について全国の畜産経営者に普及・啓発を行うものであり、特定の団体や会員団体の利益を図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与して</p>	

	<p>か。</p> <p>4.表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5.表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めているか。</p>	<p>います。</p> <p>2. 都道府県の畜産会等が行う支援活動の対象となった畜産経営者を、都道府県の畜産会等が選定し、推薦することとなっています。</p> <p>3. 都道府県の畜産会等から推薦された畜産経営者の審査にあたっては、本会において、学識経験者等を中心として構成する審査委員会により選考します。</p> <p>4. 発表会を開催し、受賞理由及び優秀な畜産経営の内容の説明を行っています。</p> <p>5. 優秀な畜産経営者の表彰による賞金はありません。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>『エ[3]畜産情報の提供』について</p> <p>1. 生産者・畜産関係者はもとより、消費者に対しても畜産に関する情報の収集、提供及び普及・啓発を行うこととしており、特定の団体や会員団体の利益だけを図るものではなく、不特定多数の者の利益の増進に寄与しています。</p> <p>2. 事業の合目的性</p> <p>ア. 出版物の頒布は特定の者を対象にしたものではなく、希望者に頒布しています。 また、インターネット上での情報提供も一部の個人情報扱うページ以外は制限をかけていません。</p> <p>イ. 提供している情報は、各分野の専門家により監修・執筆・取りまとめ等を行い、質の確保を保つようにしています。</p> <p>ウ・該当しません。</p> <p>エ. 該当しません。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会員や関係団体と連携して畜産振興を図るための事業	第4条第1項第1号、第4号
事業の概要		
<p>1] 軽種馬経営の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・軽種馬農家の抱える負債の利子補給業務を円滑に行うため、軽種馬経営強化改善資金借受者への利子補給に係る帳票データ処理及び経営改善指導帳票データ処理を行っています。・軽種馬生産地帯の農協等が軽種馬生産者に対する経営の助言・指導を行うための研修会等を開催することとしています。 <p>[2] 畜産振興の支援</p> <ul style="list-style-type: none">・会員や会員団体と連携し、畜産振興を図るための諸活動のほか、地方の会員組織の運営指導・運営改善支援（低利資金の貸付）、及び役職員の福利厚生のための活動（教育資金の貸付）等を行いました。 <p>[3] 衛生対策の連携</p> <ul style="list-style-type: none">・地方の会員組織が実施している衛生指導業務の体制強化のための支援活動を実施しています。・また、地方競馬競走馬の所有者を対象に、自衛防疫に対する理解の向上とワクチン接種の徹底、及び馬インフルエンザ等の予防接種を日本地方競馬馬主振興協会を通じて実施した。・農場 HACCP 認証協議会の事務局を運営する。 <p>[4] 施設・機械部会</p> <ul style="list-style-type: none">・施設・機械部会の会員を対象に、畜産の施設機械に関する情報の収集、情報交換、情報提供等を行っています。 <p>[5] 馬事畜産振興推進</p> <ul style="list-style-type: none">・地方競馬の振興と畜産及び畜産物への認識を深めるための諸活動を実施している全国46道府県の「馬事畜産振興協議会」の事務局運営を行いました。 <p>[6] 畜産関連先端設備の導入支援</p> <ul style="list-style-type: none">・経済産業省が進める「先端設備」を導入する際の税制措置に係る証明について、畜産関連については、質の高い設備投資の促進によって畜産事業者の生産性の向上を図り、我が国の畜産生産の産業競争力強化に寄与することが認められることから、畜産事業者が導入する「先端設備」の税制措置に係る証明書の発行業務を本会でを行っています。		

・ 中小企業等経営強化法の改正（平成 28 年 6 月）に伴い、中小事業者が生産性の向上を図るため、質の高い機械設備を導入した際に、固定資産税の軽減措置が受けられる証明書の発行業務を新たに開始することとしています。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。